

白ナンバー車使用事業者に対する

アルコールチェック義務化

への対応はお済みですか？

2021年6月、帰社途中に飲酒をした自家用トラックの運転手によって大変悲惨な交通事故が発生しました。有償で他人の荷物を運ぶ運送事業者であれば、運転者のアルコールチェックが義務付けられていますが、自社の荷物を運ぶ自家用車を使用する事業者には、これまでこうしたチェックは義務化されていませんでした。

道路交通法施行規則が改正されます！

道路交通法施行規則の改正により、2022年4月以降、一定数以上の自動車を使用する事業所において、安全運転管理者による**運転者の酒気帯び確認の実施が義務化**されます。

【対象】

定員11名以上の自動車の場合は1台以上、その他の自動車の場合は5台以上を使用している事業所
（＝安全運転管理者選任事業所） ※自動二輪車（原動機付自転車を除く）は1台を0.5台として計算



定員11名以上の自動車1台以上

or



その他の自動車5台以上



安全運転管理者による管理

【改正スケジュール】

2022年4月	【安全運転管理者による酒気帯び有無の確認及び記録の保存の義務化】 <ul style="list-style-type: none"> ● 運転前後の運転者に対して、酒気帯びの有無を目視等で確認 ● 上記の確認内容を記録し、その記録を1年間保存
2022年10月	【アルコール検知機器の使用等】 <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の酒気帯び確認に、国家公安委員会が定めるアルコール検知機器を用いる ● 定期的な点検等によりアルコール検知器の維持管理を行う

対策を怠ると・・・？

現状、罰則規定はないものの・・・
業務の一時停止・信用の失墜のおそれ



安全運転管理者へ解任命令がなされる場合があり、後任選定まで**実質的に業務が停止**する可能性があります。また義務の不徹底自体が、取引先からの**信用失墜**に繋がりがねません。

さらに、飲酒による事故が発生してしまったら・・・
法的な賠償責任・経営上の危機



交通事故が発生すれば、被害者に対する**民事上の賠償責任（対人・対物）**を負う場合があります。また報道を通じた**企業イメージの大幅ダウン**とそれに伴う**顧客離れ**のリスクもあります。

準備のポイント

アルコールチェッカーの配備



精度・耐久性に優れる製品を使用しましょう。維持管理が義務となるため、保守サービスが付帯していると良いでしょう。

記録のデジタル化



記録・保存をデジタルで行い効率化を図りましょう。専用のクラウドやアプリの使用も効果的です。

社内周知の徹底



本改正の内容や飲酒運転撲滅の必要性について、社内周知を行い、全社一丸で取り組める環境を整えましょう。



ご存じですか？事業活動に潜む飲酒運転リスク

アルコールチェック義務化の他にも、事業活動には飲酒運転に係る様々なリスクがあります。

注意！“残酒”による思わぬ酒気帯び…

アルコールが抜けると予想される所要時間の目安*

お酒の種類	アルコール度数	飲酒量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(時間)
ビール	5%	350ml	→									
		500ml	→	→								
日本酒	15%	1合(180ml)	→	→	→							
		2合(360ml)	→	→	→	→						
焼酎	35%	1合ストレート	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
チューハイ	7%	350ml	→	→	→	→						
ワイン	12%	グラス1杯	→	→	→	→						

出典：NPO法人ヘルスケアネットワーク作成「健康管理で事故防止（快適職場づくり）」ポスターより

例えば、チューハイ5杯分を飲んだ場合、アルコールが抜けるのは約17時間後です。夜10時に飲み終えても、翌日15時まで抜けないことになります。

※あくまで目安であり、性別・体格（身長・体重）・体質・年齢・体調等によりアルコールの残りは変動します。



注意！直行直帰も管理が必要！

社車で直行直帰する場合も、酒気帯び確認が必要なので注意が必要です。確認方法として以下が例示されています。

- 運転者に携帯アルコール検知器を携行させるなどした上で、
- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する
 - ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる

国土交通省が定める「自動車運転の安全管理に関するガイドライン」に基づき（通達）より

注意！マイカー通勤、管理は万全ですか？

従業員がマイカーで通勤途上に起こした事故についても、**企業責任が問われた事例**があります。マイカー通勤を禁止していても企業の責任が問われる可能性があり、従業員の通勤実態の把握・管理を徹底する必要があります。



飲酒運転に伴う高額賠償責任発生事例

高速道路で大型貨物車に追突された乗用車が炎上。同乗していた3歳女子と1歳女子が死亡した。

大型貨物車の運転手は事故発生時、**相当程度酩酊した状態**で運転を行っていた。

運転手の勤務先である運送会社は、当該運転手の飲酒癖を知っていたにもかかわらず適切な調査を怠り、また、取締役の1人は、原告らが運送会社従業員に対して飲酒運転根絶を訴える講演をしたわずか3週間後に飲酒運転によって追突事故を発生させており、これらの点も慰謝料算定において斟酌された。

▶ 運転手と会社が連帯して約 **2億5千万円** の損害賠償を支払うよう命じられた。

▶▶▶ アルコールチェック義務化に対する備えを万全にするとともに、飲酒運転の根絶を目指しましょう！

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

<お問い合わせ先>

東京 03-6342-1111

大阪 06-6342-1111

福岡 092-6342-1111